

社会への主な取り組み

主な取り組みの詳細は、「ESG Report 2021」をご覧ください。
https://www.mitsui-fudosan.co.jp/corporate/esg_csr/

人権への取り組み

取り組み方針

三井不動産グループでは、基本的人権を尊重するとともに、事業活動を展開する各国での労働者の人権に関する法令を遵守しています。

人権に関する基本的な考え方

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

- (1) 人種、国籍、宗教、性別、年齢、障がい、性的指向などに基づくあらゆる差別を排除します。
- (2) セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを含む一切のハラスメントを容認しません。
- (3) 「児童労働」「強制労働」を認めません。
- (4) 「結社の自由」「団体交渉の権利」を尊重します。

また、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣

言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において定められた労働に関する基本的権利を支持、尊重しています。さらに国際的に認められた基本的人権が認められない国・地域においても、基本的人権を尊重するための方法を追求していきます。

人権啓発への取り組み

人権に関する社員行動基準を設け、社内に「公正採用選考人権啓発推進委員会」を、グループ各社との間で「公正採用選考人権啓発連絡会議」を組織し、グループ全体で人権が尊重されるための体制を構築しています。そのほか、全社員を対象とした人権啓発研修を実施するなど、継続的な人権に対する理解と啓発を図っています。

サプライチェーンマネジメント

当社グループは、ビジネスとくらしに関するソリューションとサービスを提供する企業グループとしての社会的責任、および社会やステークホルダーからの期待等に鑑み、ESGに関する取り組みをサプライチェーンに広げ、持続可能な社会の実現に貢献していくため、「サステナブル調達基準」を策定しました。2018年12月にWebサイトで公表するとともに、

主要取引先に対して通知しています。基準には、発注に携わる当社グループと取引先の双方が遵守すべき事項、または積極的に推進すべき事項を盛り込んでいます。当社グループで共有し、事業内容に沿った発注および契約プロセスを構築・運用するとともに、取引先に対しても周知、理解を求めています。

三井不動産グループ サステナブル調達基準

1.法令等の厳守	● 事業を行う国の法令、国際条約、社会規範を遵守すること
2.労働に係る人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的人権、結社の自由、団体交渉権を尊重すること ● 最低賃金以上の賃金、健康と安全を確保すること ● 児童労働、強制労働を行わないこと ● 過度な労働時間を削減し、過重労働を防止すること ● 差別を禁止し労働者の機会均等を確保すること ● 上記に関連する事業を行う国の法令、基準を遵守すること
3.企業倫理の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 公平公正な取引を行うこと ● 企業情報を適時開示すること ● 反社会的勢力と取引しないこと ● 腐敗を防止し贈収賄等を行わないこと ● 社内通報制度を構築すること ● 社内通報者の保護に配慮すること
4.品質の確保	● 必要な品質を確保するとともにその向上に努めること
5.環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー、CO₂排出、水の使用など資源利用の低減に努めること ● 汚染物質、廃棄物の排出の管理・削減を適正に行うこと ● 生物多様性への配慮を行うこと ● 上記項目を含む環境の保全を行うこと
6.情報セキュリティ	● 機密情報、個人情報などを適切に取り扱い保護すること
7.リスク管理	● 事故・災害時のリスク管理体制を構築すること